

○みなかみ町ふれあい交流館条例施行規則

平成17年10月1日

規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町ふれあい交流館条例（平成17年条例第174号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 みなかみ町ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 ふれあい交流館の休館日は、毎月第1及び第3火曜日とする。

2 町長は、前項に規定する休館日のほか、ふれあい交流館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(平24規則23・一部改正)

(利用券)

第4条 町長は、ふれあい交流館の利用者が条例第5条に規定する使用料を納付したときは、利用券（様式第1号、第2号、第3号）を交付する。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条の規定による使用料の減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 町が公用で使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、ふれあい交流館使用料減免申請書（様式第4号）正副2部を町長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(2) 許可を受けずにふれあい交流館内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) その他町長が定める事項に違反しないこと。

(管理人の責務)

第7条 管理人の責務は、次に定めるところによる。

(1) 条例第4条に規定する者の利用を禁止すること。

(2) 浴槽（室）、洗場、脱衣室、休憩室、管理室、便所その他の施設を常に清潔に保つ

よう清掃すること。

(3) 浴室、脱衣室等各室の換気について常に注意し、その状況により適当な措置を講じること。

(4) 開館時間中は、いつでも利用できるよう施設の管理に万全をつくすこと。

(5) ふれあい交流館利用者の遵守すべき事項について常に監視し、違反した者に対してはこれを制止すること。

(管理人の報告義務)

第8条 管理人は、次に定める事項についてふれあい交流館利用状況報告書(様式第5号)及びふれあい交流館管理日報(様式第6号)により、町長に報告しなければならない。

(1) 利用の状況

(2) 利用者からの要望事項

(3) その他必要と認める事項

(読替規定等)

第8条の2 条例第10条第1項の規定により指定管理者にふれあい交流館の管理を行わせる場合における第2条から第6条までの規定、第8条及び様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、第2条から第6条までの規定及び第8条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「使用料」とあるのは「利用料」と、様式第1号から様式第4号までの規定中「みなかみ町長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、様式を別に定めることができる。

(平27規則5・追加)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年9月19日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月19日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のみなかみ町ふれあい交流館条例施行規則第4条の規定により発行した利用券のうち回数利用券については、この規則による改正後のみなかみ町ふれあい交流館条例施行規則第4条の規定により発行した回数利用券とみなす

附 則（令和4年3月31日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第4条関係)

| | |
|---|-------------------|
| No. _____ | No. _____ |
| ふれあい交流館利用券 町民 | ふれあい交流館利用券 (控) |
| 330円 (大人) | 330円 |
| *利用1回限り有効 | 1回券 |
| *ご利用は2時間以内になるようご協力ください。 | |
| ご入場から | |
| No. みなかみ町長 印 頃まで | みなかみ町 |

| | |
|---|-------------------|
| No. _____ | No. _____ |
| ふれあい交流館利用券 町民 | ふれあい交流館利用券 (控) |
| 170円 (小人) | 170円 |
| *利用1回限り有効 | 1回券 |
| *ご利用は2時間以内になるようご協力ください。 | |
| ご入場から | |
| No. みなかみ町長 印 頃まで | みなかみ町 |

| | |
|---|-------------------|
| No. _____ | No. _____ |
| ふれあい交流館利用券 町民 | ふれあい交流館利用券 (控) |
| 120円 (身体障害者) | 120円 |
| *利用1回限り有効 | 1回券 |
| *ご利用は2時間以内になるようご協力ください。 | |
| ご入場から | |
| No. みなかみ町長 印 頃まで | みなかみ町 |

様式第2号 (第4条関係)

| | |
|--|-------------------|
| No. _____ | No. _____ |
| ふれあい交流館利用券 <input type="checkbox"/> 一般 | ふれあい交流館利用券 (控) |
| 550円 (大人) | 550円 |
| *利用1回限り有効 | 1回券 |
| *ご利用は2時間以内になるようご協力ください。 | |
| ご入場から | |
| No. _____ | |
| みなかみ町長 印 頃まで | みなかみ町 |

| | |
|--|-------------------|
| No. _____ | No. _____ |
| ふれあい交流館利用券 <input type="checkbox"/> 一般 | ふれあい交流館利用券 (控) |
| 280円 (小人) | 280円 |
| *利用1回限り有効 | 1回券 |
| *ご利用は2時間以内になるようご協力ください。 | |
| ご入場から | |
| No. _____ | |
| みなかみ町長 印 頃まで | みなかみ町 |

| | |
|--|-------------------|
| No. _____ | No. _____ |
| ふれあい交流館利用券 <input type="checkbox"/> 一般 | ふれあい交流館利用券 (控) |
| 330円 (身体障害者) | 330円 |
| *利用1回限り有効 | 1回券 |
| *ご利用は2時間以内になるようご協力ください。 | |
| ご入場から | |
| No. _____ | |
| みなかみ町長 印 頃まで | みなかみ町 |

様式第3号 (第4条関係)

| |
|---|
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 2,000円 みなかみ町 発行日 |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ① |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ② |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ③ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ④ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ⑤ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ⑥ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ⑦ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ⑧ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ⑨ |
| ふれあい交流館 回数利用券 町民 大人 ※購入後利用しない場合でも返金いたしません。 ※発行日より1年間限り有効です。 みなかみ町長 印 ⑩ |

様式第4号(第5条関係)

ふれあい交流館使用料減免申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住 所 _____
団 体 名 _____
責 任 者 _____
電 話 _____

次のとおり使用料の減免を申請します。

| 利 用 目 的 | 利 用 者 の 内 訳 | | | |
|--------------------|-----------------------------|-------------|-------|---|
| 利 用 日 | 利 用 時 間 | 利 用 者 の 内 訳 | | |
| 年 月 日() | 時 分～ 時 分 | 一 般 | 大 人 | 人 |
| | | | 小・中学生 | |
| | | | 身体障害者 | |
| | | 町 民 | 大 人 | |
| | | | 小・中学生 | |
| | | | 身体障害者 | |
| 通常の使用料 | 金 | 円 | | |
| 減免を受けようとする理由(具体的に) | | | | |
| ※処 理 結 果 | 1 減 額(円) 2 免 除 3 却 下 | | | |

※印欄は、記入しないこと。

ふれあい交流館使用料減免承認書

上記による減免を承認します。

年 月 日

みなかみ町長 印

様式第6号(第8条関係)

ふれあい交流館管理日報

| | | | | | | | | |
|---------------------------|-------|------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|
| 年 月 日() | | 天候 | | | | 点検者氏名 | | |
| 点検内容 | ロビー | 事務室 | 廊下 | 便所 | 両脱衣場 | 両浴室 | 二階 | 機械室 |
| 照 明 | | | | | | | | |
| エアコン | | | | | | | | |
| 暖房機 | | | | | | | | |
| 戸締まり | | | | | | | | |
| 常設物品 | | | | | | | | |
| 忘れ物 | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| | | 浴槽内 | 室温 | 外気温 | その他 | | | |
| 湯温 | 男 | 度 | 度 | 度 | | | | |
| 湯温 | 女 | 度 | | | | | | |
| 機械室関係 | | | | | | | | |
| ボイラー | 設定温度 | 異音 | 異臭 | その他 | | | | |
| | 度 | | | | | | | |
| 濾過装置 | 逆洗時間 | 湯張温度 | 戻湯温度 | | | | | |
| | : | 度 | 度 | | | | | |
| 循環装置 | | | | | | | | |
| 残留塩素測定&薬剤投入記録 (濃度0.4~1.0) | | | | | | | | |
| 塩素注入器 | 塩素注入量 | 塩素補充 | 残塩素本数 | 残精製水 | 塩素発注日 | 塩素入荷日 | | |
| | | | | | 月 日 | 月 日 | | |
| 午前10時 | 男 | ppm | 午後2時 | 男 | 午後6時 | 男 | ppm | |
| | 女 | ppm | | 女 | | ppm | | |
| 午前時 | 男 | 粒 | 午後時 | 男 | 午後時 | 男 | 粒 | |
| | 女 | 粒 | | 女 | | 粒 | | |
| レジオネラ管理チェック | | 灯油残量 | 灯油発注日 | 灯油入荷日 | 灯油入荷数量 | | | |
| | | 1 | 月 日 | 月 日 | 1 | | | |
| 記事:その他連絡事項 | | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | | |
| ----- | | | | | | | | |

様式第1号 (第4条関係)

(平27規則5・全改、令4規則10・一部改正)

様式第2号 (第4条関係)

(平27規則5・全改、令4規則10・一部改正)

様式第3号 (第4条関係)

(平27規則5・全改)

様式第4号 (第5条関係)

(令4規則10・一部改正)

様式第5号 (第8条関係)

(平27規則5・全改)

様式第6号 (第8条関係)